

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成30年3月26日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
水谷修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 29 年 2 月 28 日（宇治市監査委員公表第 3 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育部 生涯学習課
監査期間 平成28年12月5日 ～ 平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 総合野外活動センターの使用料収入状況について、使用料の徴収時期等、関係例規及び委託契約書の定めと異なる処理が見受けられた。 また、使用料の減免に係る事務手続に不備が見受けられた。	使用料の徴収時期については、使用料の徴収事務委託契約書の文言を変更し、平成29年度の委託契約時に改善を図りました。 また、使用料の減免については、宇治市総合野外活動センター条例において、これまで定めていた減免後の使用料を減免ではなく使用料として条例に定めるよう改正し、事務手続の改善を図りました。